

令和7年6月改訂

後期高齢者 医療の しおり



宮崎県後期高齢者医療広域連合

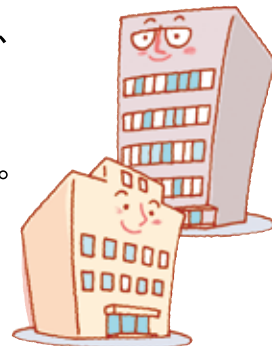
宮崎市橘通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル3階
☎0985-62-0921

もくじ

市町村と広域連合の役割	2
対象となる方	3
マイナ保険証について	4
資格確認書	5
保険料	6～10
所得区分	11～14
医療費が高額になったとき	15～16
厚生労働大臣が指定する特定疾病	17
入院したときの食費	17～18
高額医療・高額介護合算制度	19
交通事故などにあったとき	20
あとから費用が支給される場合	21
被保険者が亡くなられたとき	21
柔道整復(整骨院等)、はり・きゅう、あんま・ マッサージの施術を受けられる方へ	22～23
はり・きゅう・マッサージ等 施術料助成事業	24
健診を受けましょう	25～26
リフィル処方せんをご存じですか	27
バイオ医薬品をご存じですか	28
こんなときは必ず届出を	29
お医者さんへのかかり方「心得 五箇条」	30
各市町村のお問い合わせ先一覧	31～32
医療費のお知らせ	33
ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ	34

市町村と 広域連合の役割

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置されている広域連合が運営主体（保険者）となります。市町村は、窓口業務を行います。



市町村の役割	広域連合の役割
申請などの届出窓口になります。 ● 申請や届出の受付 ● 資格確認書の引渡し ● 保険料の徴収	制度の運営を行います。 ● 保険料の決定 ● 医療を受けたときの給付 ● 資格確認書の発行

Q 届出等をする場合はどこですればいいのですか？

A お住まいの市町村の担当窓口で届出をしてください。

広域連合は運営主体で、受付等の窓口は市町村になります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください（31～32ページ「各市町村のお問い合わせ先一覧」参照）。

対象となる方

- 75歳以上の方
- 一定の障がいがある
65歳から74歳の方

(※申請して広域連合から認定を受ける必要があります。)

対象者は、それまで加入していた国民健康保険、健康保険組合、共済組合などの医療保険制度から後期高齢者医療制度に移るようになります。



対象となる日

満75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります。

Q 夫が後期高齢者医療制度の被保険者になります。夫の社会保険の被扶養者である私(70歳)は、どの医療保険制度に入ることになるのでしょうか？

A 現在加入している社会保険から国民健康保険などの医療保険に加入してください。

※ほかに国民健康保険以外の医療保険に加入しているご家族がいる場合は、その被扶養者になることも可能です。該当する医療保険などにお問い合わせください。

マイナ保険証について

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりました。

《マイナ保険証のメリット》

- お薬や受診の履歴に基づいた、より良い医療が受けられる。
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される。
- 救急搬送時に救急隊が通院やお薬の記録を確認できるため、適切な応急処置につながる。また、搬送先の病院で活用される。
- マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる。



マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録するには、以下の3つの方法があります。

- ①医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
- ②「マイナポータル」から行う
- ③セブン銀行ATMから行う



詳しくは、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

(平日 9:30 ~ 20:00 土日祝 9:30 ~ 17:30)

資格確認書

後期高齢者医療制度では、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、令和8年7月31日までは、被保険者全員に「資格確認書」を交付します。

医療機関にかかるときは、マイナ保険証または資格確認書を利用してください。

- 75歳の誕生日の前月にお届けします。
- 有効期限内でも、記載内容に変更があった場合、新しい資格確認書が交付されますので、それまでお持ちの古い資格確認書は市町村の担当窓口または広域連合へすみやかに返還してください。

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	○○○○ 性別
生年月日	
資格取得年月日	
負担割合	合
適用区分	分
長期入院該当日	
特定疾病区分・発行期日	
保険者番号並びに 保険者の名称及び印	保険者番号 3945XXXX 保険者名 宮崎県後期高齢者医療広域連合 公印

申請により、資格確認書に限度額の適用区分や長期入院該当日(15～18ページ参照)、特定疾病区分(17ページ参照)を併記することができます。

※限度額区分等の併記を希望した場合、翌年度以降(8月1日更新)は申請不要で併記した資格確認書を交付します。
 ※限度額区分等の併記の申請について、詳しくは市町村へお問い合わせください。

保険料

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者の一人ひとりが保険料を納めることとなります。保険料は、2年ごとに見直しを行い、令和6・7年度の保険料については、以下のとおりとなります。

保険料の決まり方

保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額
		被保険者全員が負担 51,700円		被保険者の所得に応じて負担 (前年中の所得－43万円【基礎控除額】) ×10.08%

- 保険料の賦課限度額は、年額80万円です。
- 基礎控除は、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円です。
 なお、合計所得金額が2,450万円以下の場合29万円、2,500万円以下の場合15万円、2,500万円超の場合控除なし、となります。
- 一定以下の所得の方には、以下の均等割額の軽減(減額)措置があります。

均等割額の軽減措置

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減 判定所得※の合計額)	均等割の 軽減割合 令和7年度
43万円 + (給与所得者等の数－1) × 10万円 以下	7割
43万円 + 30.5万円 × (被保険者数) + (給与所得者等の数－1) × 10万円 以下	5割
43万円 + 56万円 × (被保険者数) + (給与所得者等の数－1) × 10万円 以下	2割

※65歳以上の年金受給者は、均等割額の軽減判定時のみ、年金所得から最大15万円が控除されます。
 ※給与所得者等とは、給与または年金所得がある対象者です。

被扶養者であった方の軽減措置 ●●

Q 後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで被用者保険（健康保険など）の被扶養者だったのですが、保険料の負担は必要ですか？

A はい。被保険者全員が保険料を納めます。ただし、被扶養者であった方は、保険料の所得割額の負担はなく、均等割額のみが賦課されますが、その額は**後期高齢者医療制度に加入した月から2年間5割軽減**されます。

※医師国保や建設国保など、国保組合等からの切り替えでは特例軽減対象とはなりません。

保険料の減免について ●●●●●●●●●●

下記のような条件に該当される方は、一定の基準を満たせば、保険料の減免が適用される場合があります。

- 地震・風水害・火災等の災害により住宅等の財産に著しい損害を受けた場合
- 干ばつ等の災害による農作物等の著しい不作・不漁に見舞われた場合
- 失業・事業の休廃止等により収入が著しく減少した場合



●保険料の減免を受けるためには…

保険料の納期限までに減免申請書及びその理由を証明する書類を提出する必要があります。

詳しくは、お早めにお住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

～年金収入のみの令和7年度の年間保険料の例～

例1：単身世帯（被保険者が1人かつ世帯主）の場合

年金額	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額	所得割額	保険料額 （※）
150万円	7割	15,500円	0円	15,500円
190万円	5割	25,800円	37,296円	63,000円
210万円	2割	41,300円	57,456円	98,700円
240万円	軽減なし	51,700円	87,696円	139,300円

例2：夫婦世帯（ともに被保険者で夫が世帯主）で、妻の年金収入が110万円以下の場合

夫の年金額		均等割の軽減割合	軽減後の均等割額	所得割額	保険料額 （※）
150万円	夫	7割	15,500円	0円	15,500円
	妻	7割	15,500円	0円	15,500円
210万円	夫	5割	25,800円	57,456円	83,200円
	妻	5割	25,800円	0円	25,800円
240万円	夫	2割	41,300円	87,696円	128,900円
	妻	2割	41,300円	0円	41,300円
290万円	夫	軽減なし	51,700円	138,096円	189,700円
	妻	軽減なし	51,700円	0円	51,700円

※保険料額は、均等割額と所得割額を合計したもので、100円未満は切り捨てとなります。

所得区分

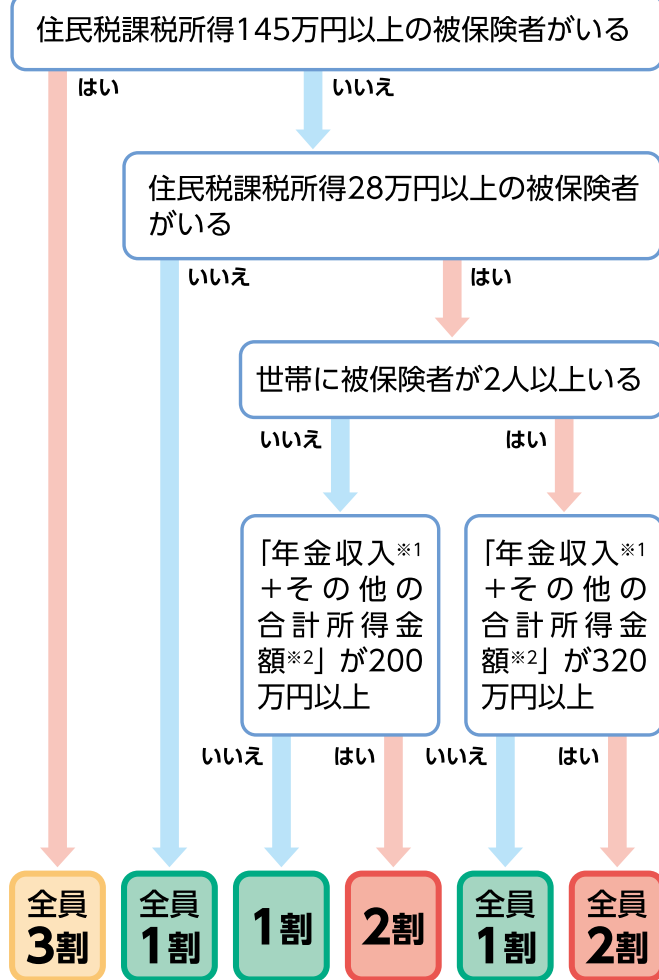
後期高齢者医療制度では、本人や世帯の所得に応じて次の7つの所得区分に分けられます。

所得区分は、その年度の住民税課税所得（各種控除後の所得）等によって判定されます。

窓口負担割合	所得区分
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得が690万円以上の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得が380万円以上の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得が145万円以上の被保険者やその方と同じ世帯の被保険者。
2割	一般Ⅱ 同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる方で、下記①または②に該当する方。 ①単身世帯で「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上。 ②複数世帯で被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上。 ●3割負担の方は除く。
	一般Ⅰ 現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
1割	低所得者Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者Ⅰ以外の方）。
	低所得者Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる方（年金の控除額は80万円※として計算。給与所得から10万円を控除）。

※令和7年8月1日から806,700円として計算されます。

自己負担割合の判定の流れ



※1 年金収入には遺族年金や障害年金は含みません。

※2 その他の合計所得金額とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

●住民税非課税世帯は1割になります。

3割負担の方について

- 年収が次の基準額に満たない方は、お住まいの市町村の担当窓口に申請し、広域連合が認めると、窓口負担割合が2割または1割になります。

- 同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円未満
- 同一世帯に被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満
- 同一世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70歳から74歳の方がいる場合は、その方の収入を合わせて520万円未満

- 住民税課税所得が145万円以上でも、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と、同一世帯の被保険者の「総所得金額等から43万円を差し引いた金額」の合計額が210万円以下の場合は、窓口負担割合が2割または1割負担となります。

- 「収入」とは、年金、給与、事業収入などの金額をいいます。また、「住民税課税所得」は、収入から地方税法に基づく必要経費（公的年金等控除、給与所得控除など）、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除を差し引いた金額です。



負担を抑える配慮措置（一般Ⅱ）

2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の**外来医療の負担増加額を3,000円まで**に抑えます（入院の医療費は対象外）。

医療機関の窓口で、1か月の自己負担額の増加額が3,000円までに収まるよう調整されますが、複数医療機関を受診した場合などで払い戻しに該当するときには、高額療養費として支給されます。

※令和4年10月～令和7年9月診療分までの3年間の経過措置の予定です。

配慮措置が適用される場合の計算方法

例 1か月の医療費全体額**90,000円**の場合

窓口負担（1割のとき）	①	9,000円
窓口負担（2割のとき）	②	18,000円
窓口負担の増加額	③（②－①）	9,000円
窓口負担増の上限	④	3,000円
払い戻し	（③－④）	6,000円

※端数調整等により実際の支払額と一致しない場合があります。

医療費が高額になったとき

1か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下表の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

支給の対象となった場合、申請のご案内をお送りします。お住まいの市町村の担当窓口に申請してください。

◆自己負担限度額（月額）

窓口負担割合	所得区分 (11ページ参照)	外来+入院 (世帯単位)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉※1	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉※1	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉※1	
2割	一般Ⅱ	18,000円または6,000円 + (医療費※2-30,000円) ×10%の低い方を適用 (年間上限144,000円)※3	57,600円 〈44,400円〉※1
1割	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)※3	
	低所得者Ⅱ		24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 〈 〉内の金額は、過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給を3回受けた場合、4回目以降に該当します。

※2 医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

※3 外来（個人単位）について、自己負担額が年間（8月～翌年7月）の上限額を超えた場合についても、高額療養費として支給されます。支給の対象となった場合は、通知をお送りします。

- 同一医療機関（医科・歯科・調剤は別）での1か月（同じ月内）の窓口負担は、左表の限度額までとなります。資格確認書をお使いの方で、オンライン資格確認を受けることができないなどにより、資格確認書へ所得区分併記が必要な方は、市町村の担当窓口に申請してください。

- マイナ保険証を利用すれば、限度額の区分を記載した資格確認書の提示は不要となります。

（75歳到達月の自己負担限度額について）

月の途中で75歳になった方は、75歳到達月に限り、「加入前の医療保険」と「加入する後期高齢者医療」の自己負担限度額が、それぞれ2分の1になります（1日が誕生日の方は、除きます）。

（高額療養費について）

- 同じ世帯内に後期高齢者医療で医療を受ける方が複数いる場合は、病院・診療所・診療科の区別なく合算できます。
- 自己負担限度額は、外来（個人単位）を適用後に、外来+入院（世帯単位）を適用します。
- 入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外となります。



厚生労働大臣が 指定する特定疾病

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合の自己負担限度額（月額）は医療機関ごとに10,000円です。

「特定疾病療養受療証」または資格確認書への併記が必要になりますので、お住まいの市町村の担当窓口に申請してください。

入院したときの 食費

入院したときの食費は、所得区分に応じて下記の標準負担額を自己負担します。低所得者Ⅰ・Ⅱの方が下記の標準負担額の適用を受けるには、入院の際に「マイナ保険証」または「所得区分を記載した資格確認書」が必要となりますので、お住まいの市町村担当窓口に申請してください。

◆入院時食事代の標準負担額

所得区分(11ページ参照)		食費 (1食)
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般所得Ⅰ・Ⅱ		510円
低所得者Ⅱ	過去1年の入院日数が90日以下	240円
	過去1年の入院日数が90日を超える	190円※
低所得者Ⅰ		110円
指定難病患者		300円

療養病床に入院する場合

◆食費・居住費の標準負担額

所得区分 (11ページ参照)	医療の必要性が低い方 (医療区分Ⅰ)		医療の必要性が高い方 (医療区分Ⅱ、Ⅲ)	
	食費 (1食)	居住費 (1日)	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般所得Ⅰ・Ⅱ	510円 (一部医療機関 では470円)	370円	510円 (一部医療機関 では470円)	370円
低所得者Ⅱ (過去1年の入院日数が 90日以下)	240円	370円	240円	370円
低所得者Ⅱ (過去1年の入院日数が 90日を超える)	240円	370円	190円※	370円
低所得者Ⅰ	140円	370円	110円	370円
老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	0円	110円	0円

◆食費・居住費の標準負担額 (指定難病患者の場合)

所得区分 (11ページ参照)	指定難病患者	
	食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般所得Ⅰ・Ⅱ	300円	0円
低所得者Ⅱ (過去1年の入院日数が 90日以下)	240円	0円
低所得者Ⅱ (過去1年の入院日数が 90日を超える)	190円※	0円
低所得者Ⅰ	110円	0円
老齢福祉年金受給者 境界層該当者	110円	0円

※低所得者Ⅱの方で過去1年の入院日数が90日を超える場合（後期高齢者医療加入前の入院期間も含む）は、190円になります。ただし、適用を受けるためには、市区町村窓口にて別途「長期入院日数の届出」が必要となりますので、すみやかにお住まいの市町村担当窓口にて手続きを行ってください。

高額医療・高額介護 合算制度

医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、下記の基準額を超えた場合は、申請することで差額が支給される制度です。

支給の対象となった場合、申請のご案内をお送りします。

◆合算する場合の基準額(年額／8月～翌年7月)

所得区分	基準額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般Ⅰ・Ⅱ	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円 ★(31万円)

※所得区分は11ページをご覧ください。

※★(31万円)の金額は、介護保険の受給者が複数いる世帯の場合に適用となる介護保険分の算定用の基準額です。なお、低所得者Ⅱの基準額と同額になります。

※計算期間中に医療保険の変更のない方を対象に、申請のご案内を送付します。

なお、資格を喪失した等、変更があった方は、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

交通事故などに あったとき

交通事故など、第三者の行為によってけが等をした場合でも、届出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。

この場合、後期高齢者医療が医療費を立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。

医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。

ただし、加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ずお住まいの市町村の担当窓口にご相談ください。

必ず担当窓口へ届出を

マイナ保険証または資格確認書、印かん、交通事故証明書を持って、お住まいの市町村の担当窓口で「**第三者行為による被害(傷病)届**」の手続きをしてください。



あとから費用が支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、お住まいの市町村の担当窓口に申請して認められると、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- やむを得ない理由でマイナ保険証または資格確認書を持たずに受診したときや、保険診療を扱っていない医療機関等にかかったとき
- 海外渡航中に治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）
- 医師が必要と認め、生血を輸血したときやコルセットなどの補装具を購入したとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき（ただし、自己負担額を除く費用の受け取りを施術者に委任した場合を除く）
- 骨折やねんざなどで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

被保険者が亡くなられたとき

被保険者が死亡されたとき、葬儀を行った方に対して葬祭費が支給されます。

- 葬祭費 20,000円
（※市町村の担当窓口で支給申請が必要です）

柔道整復（整骨院等）の施術を受けられる方へ

● 保険が使えるのはこんなとき……

- 外傷性の疾患（骨折、脱臼、捻挫、打撲）の治療を行う場合。

※いずれの負傷も損傷の状態が慢性に至っていないもの。

※骨折、脱臼の場合、応急処置を除き、医師の同意が必要となります。



はり・きゅうの施術を受けられる方へ

● 保険が使えるのはこんなとき……

- 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等といった慢性的な疼痛の緩和を目的とする場合。

※保険適用には、医師の同意が必要となります。



あんま・マッサージの 施術を受けられる方へ

保険が使えるのはこんなとき……

- 筋麻痺、片麻痺等の症状で、施術により、その症状の改善が期待できる場合。
- 関節拘縮や筋萎縮等の症状で、施術により、制限されている関節可動域の拡大や筋力増強が期待できる場合。



※保険適用には、医師の同意が必要となります。

注意

- 慰安や疲労回復等を目的とした施術は、保険適用となりません。
- 療養費支給申請書は自署（サイン）をしてください。
- 同一疾患で、病院や診療所で治療または薬剤等の給付を受けている場合は、基本的に保険適用となりません。
- 往療料は、真に安静を必要とするやむを得ない理由などにより通所することが困難な場合に支給されます。単に患者の求めに応じたような場合は保険適用となりません。
- 同一疾患による、はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業と療養費との併用はできません。

医療費適正化のために

※領収証を必ずもらって保管しておき、整骨院等で施術を受けたあとに届く「後期高齢者医療給付支給決定通知書」で金額・日数の確認をするようにしましょう。

※領収証をもらう際、施術の内容を確認しましょう。

はり・きゅう・マッサージ等 施術料助成事業

被保険者の健康保持増進のため、広域連合が指定した担当者から受けた施術について、施術料の一部助成を行っています。



● 利用回数

年24回（1日1回を限度）

● 助成額

1,000円（1回の助成限度額）

● 助成の受け方

マイナ保険証または資格確認書と受療証を施術担当者へ提示してください。

● 受療証の交付申請場所

お住まいの市町村の担当窓口

● 受療証の交付申請に必要なもの

資格確認書

● 助成対象施術

施術を受けることができる範囲は、末しょう神経疾患または運動器疾患に限られます。



注意

ただし、以下の場合は、ご利用ができません。

- 病院や診療所において同じ疾患で治療または薬剤等の給付を受けている場合。
- 同じ疾患で療養費の申請をする場合。

健診を受けましょう

健康診査

健康の保持増進、生活習慣病の重症化予防を目的として健康診査を実施しています。

年1回の健康診査で、身体の状態を確認しましょう。



● 健診の日時・場所・受診方法

市町村によって、実施日時・場所、受診方法が異なりますので、詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。



● 自己負担額

無料（年1回）

● 基本的な健診項目

身体計測（身長・体重等）／理学的検査（身体診察）／血圧測定／血液検査／尿検査（尿糖・尿蛋白）／血清クレアチニン

● 追加する健診項目

貧血

※市町村によって異なります。

※生活習慣病等で医療機関を受診されている方は、かかりつけ医にご相談のうえ、受診してください。

**毎日を元気で快適に暮らしていくために、
年1回は、必ず健康診査を受けましょう。**

歯科健診

お口の衰えは、身体の衰えにつながります。
まずは、自分のお口の状態を知りましょう。

● 対象者

昭和19年4月1日
から昭和20年3月
31日生まれの方、
昭和24年4月1日
から昭和25年3月
31日生まれの方



● 実施形態

個別健診（県内全市町村）

訪問健診（歯科医院に行くことが困難な方
〈椎葉村、五ヶ瀬町を除く〉）

● 自己負担 無料（1回）

● 健診内容

問診、歯・歯ぐきの健診、義歯の状態確認、
口の機能診査など

※この健診では、治療はできません。

● 実施期間

令和7年7月～令和7年12月

いつまでも元気で過ごせるよう、歯科健診を受けてお口から健康になりましょう。

有床義歯（入れ歯）について

有床義歯は型をとった日から6か月以内の再作製は保険適用になりませんので、大切に使用してください。

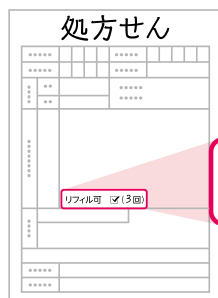
リフィル処方せんを ご存じですか

リフィル処方せんとは、再診なしで2回または3回、調剤薬局でお薬を受け取ることができる処方せんのことです。

主に慢性疾患などで、「症状が安定していると医師に判断された方」が対象です。

●投薬量に制限のある医薬品や湿布薬は、リフィル処方せんにできません。

リフィル処方せん



処方せんの「**リフィル可**」の欄に**チェック**が入り、使用できる回数 (**2回または3回**) が記載されます。

リフィル可 ☒ (**3回**)

リフィル処方せんのメリット

- 医療機関に行く必要がないため、通院の手間・負担を軽減できます。

リフィル処方せんの注意点

- リフィル処方せんに対応していないお薬があります。
- 受け取り期間に定めがあります。

バイオ医薬品を ご存じですか

バイオ医薬品とは、生物の細胞などを使って作る、タンパク質を有効成分とするもので、これまで治療が困難だった病気にも効果が期待される、画期的な新薬です。

バイオ医薬品が治療に使われる主な病気

- がん
- 糖尿病
- 関節リウマチ
- 骨粗鬆症^{しょう}
- 潰瘍性大腸炎^{かいよう}
- など

バイオ医薬品の後続品「バイオシミラー」

特許の切れた薬に「ジェネリック医薬品」があるように、バイオ医薬品にも「バイオシミラー」があります。バイオシミラーは有効性・安全性が先行バイオ医薬品と同等でありながら、価格が約70%と安価です。

先発
医薬品

特許期間終了後

ジェネリック医薬品 (後発医薬品)
先発医薬品と同じ有効成分が含まれている

先行
バイオ
医薬品

バイオシミラー (バイオ後続品)
先行バイオ医薬品と有効性・安全性が同等

- バイオシミラーに関心がある方は、医師・薬剤師にご相談ください。

こんなときは 必ず届出を

- 届出先はお住まいの市町村の担当窓口になります。
届出の際は、届出に必要なものをお電話にてご確認ください(P31、32参照)。
- 届出には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。申請者の個人番号がわかるものと身元がわかるもの（運転免許証など）をお持ちください。

こんなとき	届出に必要なもの(例)
一定の障がいのある方が65歳になられたとき、または65歳を過ぎて一定の障がいのある状態になられ後期高齢者医療制度に加入するとき	・障がいの状態を確認できる書類（年金証書・身体障害者手帳など）
他市町村へ転出するとき	・マイナ保険証または資格確認書
他市町村から転入したとき	・負担区分等証明書
住所・氏名が変わったとき	・マイナ保険証または資格確認書
生活保護を受け始めたとき	・マイナ保険証または資格確認書
死亡したとき	・死亡した方のマイナ保険証または資格確認書
資格確認書を紛失したとき（再交付）	・運転免許証等の身分証明書
限度額適用認定、限度額適用・標準負担額減額認定の申請をするとき	・資格確認書

★75歳になるときの加入の届出は不要です。資格確認書は、75歳到達月の前月までに市町村から送付されます。

お医者さんへのかかり方 「心得 五箇条」

1 かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちましょう

日常的な病気の治療や医療相談などに応じてもらえる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持つことが大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医に相談しましょう。

2 重複受診（はしご受診）は、やめましょう

同じ病気で、複数の医療機関を受診すること（重複受診）はやめましょう。検査や薬の重複などで、体に悪影響を与えてしまう心配があるばかりではなく、医療費が増加します。

3 休日・夜間の受診は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は、緊急性の高い患者さんのためのもので、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の時間内に受診しましょう。

4 薬の飲み合わせに注意しましょう

薬は飲み合わせによって、副作用が生じる場合があります。「お薬手帳」を利用したり、服用中の薬を医師や薬剤師に伝えるなどして、不要な薬はもらわないようにしましょう。

5 ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。

●ジェネリック医薬品がある薬で、新薬を希望すると、その価格差の4分の1相当額の負担をする場合があります。

●各市町村のお問い合わせ先一覧

市町村名	給付業務に関すること			保険料に関すること		
	課	係など	TEL	課	係など	TEL
宮 崎 市	国保年金課	後期高齢給付係	0985-21-1745	国保年金課	賦課係	0985-21-1746
				国保収納課	収納第1係・第2係	0985-21-1744
都 城 市	保険年金課	給付担当	0986-23-2634	保険年金課	国保担当(賦課)	0986-23-2642
					収納担当(収納)	0986-23-7144
延 岡 市	国民健康保険課	総務係	0982-22-7013	国民健康保険課	賦課係	0982-22-7057
					納税係	0982-22-7055
日 南 市	市民課	保険係	0987-31-1126	市民課	保険係(賦課)	0987-31-1126
				税務課	納税管理係(収納)	0987-31-1109
小 林 市	ほけん課	後期グループ	0984-23-0116	ほけん課	納税グループ	0984-23-0116
日 向 市	国民健康保険課	国民健康保険係	0982-66-1017	国民健康保険課	保険税係	0982-66-1017
串 間 市	医療介護課	医療保険係	0987-72-0333	税務課	国保・介護賦課係	0987-72-1114
西 都 市	健康ほけん課	高齢者医療係	0983-32-1002	健康ほけん課	高齢者医療係	0983-32-1002
えびの市	健康保険課	医療保険係	0984-35-3742	健康保険課	賦課徴収係	0984-35-3743
三 股 町	町民保健課	国保年金係	0986-52-9631	町民保健課	国保年金係	0986-52-9632
高 原 町	町民課	保険係	0984-42-1067	町民課	保険係	0984-42-1067
国 富 町	保健介護課	保険年金係	0985-75-9423	保健介護課	保険年金係	0985-75-9423
綾 町	福祉保健課	保健推進係	0985-77-1114	福祉保健課	保健推進係	0985-77-1114
高 鍋 町	健康保険課	国保・高齢者医療係	0983-26-2007	健康保険課	国保・高齢者医療係	0983-26-2007
新 富 町	いきいき健康課	後期高齢者医療係	0983-33-6026	いきいき健康課	後期高齢者医療係	0983-33-6026
西米良村	福祉健康課	後期高齢者医療係	0983-36-1114	福祉健康課	後期高齢者医療係	0983-36-1114
木 城 町	町民課	保険係	0983-32-4736	町民課	保険係	0983-32-4736
川 南 町	町民健康課	国保年金係	0983-27-8006	町民健康課	国保年金係	0983-27-8006
都 農 町	住民課	国保年金係	0983-25-5713	住民課	国保年金係	0983-25-5713
門 川 町	町民健康課	医療保険係	0982-63-1140	町民健康課	医療保険係	0982-63-1140
諸 塚 村	住民生活課	—	0982-65-1119	住民生活課	—	0982-65-1119
椎 葉 村	福祉保健課	保健グループ	0982-68-7510	福祉保健課	保健グループ	0982-68-7510
美 郷 町	健康福祉課	健康福祉係	0982-66-3610	健康福祉課	健康福祉係	0982-66-3610
高千穂町	福祉保険課	国民健康保険係	0982-73-1202	福祉保険課	国民健康保険係	0982-73-1202
日之影町	税務課	国保・年金係	0982-87-3803	税務課	国保・年金係	0982-87-3803
五ヶ瀬町	町民課	住民保険係	0982-82-1704	町民課	住民保険係	0982-82-1704

令和7年5月現在

医療費のお知らせ

医療費適正化の一環として医療費の状況をお知らせします。目的は、後期高齢者医療制度の健全な運営につなげることであり、具体的には以下の2つが挙げられます。

送付予定日

2月及び3月

被保険者の皆様に

- ①医療機関の適正受診を促す。
- ②健康と医療への意識に対する理解を深める。

お知らせは、1年分の医療費を年2回に分けて、広域連合で抽出した被保険者宛に通知します。

※資格を喪失している方（死亡者等）には送付されません。

また、確定申告（医療費控除）の際の添付書類としても使用できます。

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

ジェネリック医薬品 利用促進のお知らせ

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が一定以上の差額が出る方にお薬代負担軽減についてお知らせします。

送付予定日

6月下旬及び11月下旬

薬の種類や病状によってはジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

まずは、**かかりつけ医や薬局の薬剤師に相談してください。**

言いづらい方は、下のジェネリック医薬品希望カードを切り取り、医師または薬剤師に提示してください。

キリトリ線 ✂

私はジェネリック医薬品を希望します。

医師・薬剤師の先生へ
ジェネリック医薬品で
お願いします。



氏 名

→
切り離してお使いください。
キリトリ線 ✂

不審な電話や訪問に ご注意ください!!

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません!

「お金が返ってくるのでATMへ行くように」は詐欺です。



不審な電話があっても、相手の説明をうのみにせず、すぐに警察や消費者センターなどに相談してください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



UD FONT

禁無断転載©東京法規出版
KITC0140-1788986-Z18

キリトリ線 ✂

後 発 医 薬 品

ジェネリック医薬品
希望カード



切り離してお使いください。
キリトリ線 ✂